

# 4月1日

## 政令指定都市に移行すると 住所の表示は、どうなるの？

政令指定都市移行により、「区」が設置されるため、住所表示や一部の地域の郵便番号などが変わります。

### 区名が加わることにより、住所表示が変わります

区名は、市名と町・大字名の間に加わります。

また、町・大字名（一部の地域を除く）や、地番等は変更ありません。

#### 住所表示変更の例

《平成15年3月31日まで》

さいたま市常盤6丁目4番4号

さいたま市大門町3丁目1番地

さいたま市大字下落合 番地

《平成15年4月1日から》

さいたま市 **浦和区** 常盤6丁目4番4号

さいたま市 **大宮区** 大門町3丁目1番地

さいたま市 **中央区** 大字下落合 番地

### 一部の地域で町・大字名が変わります

さいたま市誕生の際、旧浦和・旧大宮地域で重複した町・大字名が変更となりましたが、区名が加わることにより、下表のとおり変更となります。

また、さいたま新都心土地区画整理事業区域西側地区の町・大字名についても変更となります。

#### 町・大字名の変更

変更前《平成15年3月31日まで》	変更後《平成15年4月1日から》	問い合わせ先
大宮仲町1～3丁目	(大宮区) 仲町1～3丁目	市民文化部 市民総務課 TEL.829・1214
浦和仲町1～4丁目	(浦和区) 仲町1～4丁目	
大字大宮塚本	(西 区) 大字塚本	
大字浦和塚本	(桜 区) 大字塚本	
大字大宮昭和	(西 区) 大字昭和	
大字浦和昭和	(桜 区) 大字昭和	
上木崎1丁目の一部、北袋町1丁目の一部、上落合1丁目の一部、吉敷町2丁目の一部、大字上落合の一部、錦町の一部、以上、さいたま新都心土地区画整理事業区域西側地区	(中央区) 新都心	